

3月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成28年3月25日(金)	
開催日時	午後3時10分	
開催場所	市役所別館 3階会議室	
出席委員	委員 長 永山 真江 委員 田島 みき 委員 佐藤 るり 教育長 三笥 眞治郎	職務代理者 諫本 憲司 委員 岡部 博昭 委員 木下 靖郎
出席参与	教育次長 高倉 謙市 学校教育課長 中島 靖彦 文化財保護課長 柴尾 健二 成宜園教育研究センター長 池田 寿生 兼 世界遺産推進室長 人権・同和教育室長 伊藤 伸也	教育総務課長 高瀬 享 社会教育課長 田中 孝明 博物館長 財津 光和 淡窓図書館長 安養寺雄二 学校給食課長 池永 晃
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 福井 龍太郎	
附議議案	議案第16号 日田市教育庁組織規則の一部改正について 議案第17号 日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について 議案第18号 日田市教育委員会公印規則の一部改正について 議案第19号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について 議案第20号 日田市教育委員会事務委任規則及び日田市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について 議案第21号 日田市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について 議案第22号 日田市民文化振興会議規則の制定について 議案第23号 日田市民文化会館運営委員会規則の制定について 議案第24号 日田市民文化会館運営委員会専門部会の設置に関する要綱の制定について 議案第25号 日田市所蔵美術品等保存委員会規則の制定について 議案第26号 日田市文化芸術激励金交付要綱の制定について 議案第27号 日田市教育委員会会議規則の一部改正について 議案第28号 日田市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について	

議案第 29 号	給食センター跡地の土地の変更について
議案第 30 号	日田市立小中学校物品管理要綱の一部改正について
議案第 31 号	市指定文化財の指定解除について
議案第 32 号	市指定文化財の指定解除について
議案第 33 号	日田市指定文化財の指定について
議案第 34 号	日田市指定文化財の指定について
議案第 35 号	日田市指定文化財の指定について
議案第 36 号	豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第 37 号	日田市社会教育指導員の委嘱について
協議事項	日田市学校教育の方針について
協議事項	日田市学力向上アクションプラン等について
報告第 6 号	平成 28 年 2 月期寄附採納について
報告第 7 号	教科書採択に係る調査結果について

永山委員長	皆さん、こんにちは。ただいまから3月定例教育委員会を開催いたします。最初に、教育長から報告事項をお願いします。
教育長	<p>本年度最後の教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>この一年を振り返ってみますと、やはり一番の出来事は、昨年4月に咸宜園や豆田町などが日本遺産に認定されましたことではないかと思えます。</p> <p>この3月市議会においても、学校における咸宜園教育の理念を生かした教育実践や咸宜園教育研究センターが行っている日本遺産子どもガイドの取組などは、議員の皆様から高い評価をいただいたところです。</p> <p>日本遺産を周知する活動の一環として、先ほど勉強会でも紹介しました「一個人」という雑誌に紹介記事を載せております。現在、全国の書店やコンビニエンスストアで販売されております。</p> <p>また、外国人観光客にも日本遺産が理解できるよう、スマートフォンやタブレットなどで見ることができるアプリケーションソフトを5ヶ国語で作成中でございます。近日中に完成し、市民や観光客の皆様にご覧いただける予定です。</p> <p>この他にも、本年度の大きな出来事として、教育委員会制度の改革がございました。総合教育会議も4回開催され、教育大綱の策定などで、市長との意見交換も活発に行われました。</p> <p>また、教育委員さんの2名の増員に伴い、教育委員会の活性化も図られており、制度改革の趣旨が十分に生かされていると感じている所でございます。</p> <p>学校教育分野では、課題でございました中学校の学力向上も、大分県や市の学力調査では、県平均や全国平均を超える結果が出てきており、取組の成果が現れてきております。</p> <p>また、社会教育分野でも、ヒルクライムレースやひなまつり健康マラソンでの参加者の増加や複合文化施設の今年8月のオープン予定など、明るい話題も数多くございます。</p> <p>本年度1年間の教育委員さん方のご指導に感謝申し上げますとともに、来年度もこの成果を引き継ぎ発展させていく決意を申し添えまして、報告に代えさせていただきます。以上でございます。</p>
永山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは早速議事に入ります。</p> <p>議案第16号から議案第19号まで一括して、事務局から説明をお願いします。</p>

教 育 長

議案第16号から議案第19号まで一括して、教育総務課より、ご説明申し上げます。

教育総務課長

教育総務課でございます。2月期の臨時教育委員会で、企画振興部長から説明のありました「日田市部設置条例」の一部改正について、昨日の定例市議会でご議決をいただきましたので、4月1日から、現在の社会教育課は生涯学習推進係と文化振興係の2係となります。

さらに学校給食課は管理係とスポーツ振興係の2係となり、課名は体育保健課となります。

そこで、議案第16号から議案第19号までは、この条例改正に伴い、教育委員会に関係する行政組織規則の見直しを行うものです。

従いまして、一括して説明させていただきます。

4月1日以降の教育委員会の組織図を別綴で用意をしました。

1ページをご覧ください。

左側が現状、右側が平成28年4月からの組織図です。

企画振興部 企画課文化振興係が、社会教育課へ所管換え。

学校給食課は体育保健課となり、スポーツ振興係と管理係となります。

これを受け、「議案第16号日田市教育庁組織規則の一部改正」ですが、ここでは、大きく3つの改正点がございます。

議案集の2ページをご覧ください。太い枠で囲っていますが、社会教育課が改正前は、生涯学習推進係とスポーツ振興係の2係でした。また、改正前の表では、淡窓図書館が社会教育課の課内室という表示となっていましたので、改正後の表に有るとおり、生涯学習推進係と文化振興係の2係といたします。

また、下線があります、学校給食課が体育保健課と課名が変わり、スポーツ振興係と管理係の2係となります。

さらに、表の中ごろですが、中央公民館、博物館を所管する社会教育課の施設に図書館と新たに市民会館パトリア日田を加えます。

あわせて、学校給食センターと学校給食調理場を所管する学校給食課が体育保健課となります。

以上、教育庁の組織を変更するものが1点目。

そして、2点目は、3ページに別表がありますが、改正前のスポーツ振興係の分掌事務を削除し、4ページでは、左側の改正後の社会教育課に文化振興係の分掌事務を追加いたします。

そして、4ページから5ページにかけては、新たな体育保健課に課名を変更し、スポーツ振興係の分掌事務を追加いたします。

なお、分掌事務は、文化振興係は、企画課の分掌事務を、スポー

	<p>ツ振興係のものについては、社会教育課の改正前のものをそれぞれの分掌事務といたしました。</p> <p>そして、3点目の改正は、1ページへお戻りください。</p> <p>本文の2行目で、改正前は日田市教育委員会事務局とあるものが、改正後では日田市教育庁となっています。</p> <p>これは、日田市教育庁設置規則で、日田市教育委員会の事務局を日田市教育庁という定められていますが、教育委員会事務局という表示がここ以外にも、2ページの終わりの部分、3ページの最初の部分にもございましたので、あわせて改正させていただきたいと思えます。</p> <p>なお、付則として、施行は平成28年4月1日でございます。</p> <p>次に、6ページ「議案第17号日田市教育委員会所管事務決済規則の一部改正」は、16号と同様に、行政組織の見直しに伴い、学校給食課の名称を、改正後の表に有るとおり、体育保健課と改めるもので、施行日は平成28年4月1日です。</p> <p>次に、8ページ「議案第18号日田市教育委員会公印規則の一部改正」は、こちらも市の組織の見直しにより、学校給食課の公印を体育保健課と改正するもので、施行日も同様に4月1日です。</p> <p>続いて、10ページから14ページの「議案第19号日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正」でございますが、ここで議案の訂正をお願いいたします。表の上2行目にあります「当該改正表に対応する改正後表が存在しない場合には」の部分につきまして、削除をお願いいたします。</p> <p>この議案につきましても行政組織の見直しに伴い、社会教育課の取扱う文書に文化振興係の部分を加え、さらに体育保健課の取扱う文書に、スポーツ振興係の部分社会教育課から移行するものですが、また、13ページの下別表第2では、新たに体育保健課の使用する文書記号(公文書の日付の上に記載する記号)を日教委体と改めるものです。こちらも、施行日は平成28年4月1日です。</p> <p>議案第16号から19号につきましての説明は以上でございます。</p>
永山委員長	<p>では、議案第16号から19号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。</p>
諫本委員長 職務代理者	<p>教育委員会事務局のことを教育庁と定めたのはいつですか。</p>
教育総務課長	<p>日田市教育庁設置規則として昭和27年に施行されております。</p>

永山委員長	<p>ほかに、ご質問などありませんか。</p> <p>議案第16号の日田市教育庁組織規則の第5条の2にある「参与」とは何でしょうか。</p>
教育総務課長	<p>教育委員会に出席しております教育委員さん以外の事務局の職員でございます。</p>
永山委員長	<p>わかりました。ほかにご意見などございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>では、議案第16号から19号につきましては、原案のとおり可決といたします。</p> <p>それでは、議案第20号について、説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第20号につきまして、教育総務課より、ご説明申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>それでは、15ページから17ページの「議案第20号日田市教育委員会事務委任規則及び日田市立小中学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正」についてご説明いたします。</p> <p>日田市教育委員会事務委任規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、日田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関して、必要な事項を定める規則です。</p> <p>教育委員会は、教科用図書採択、教育機関の敷地の設定や変更、訓令の制定や改廃など重要な事務を除いて、教育長に委任することができます。</p> <p>今回の改正は、文化財保護審議会委員、社会教育指導員などの委員を選任する場合も同様に教育委員会に諮り、ご議決を頂く必要がありますが、今回、組織の見直しによって文化振興係が事務局となる3つの委員会と、教育委員会が所管する施設の指定管理者を選定する委員会の委員の選任は教育委員会の議決事項となりますので、16ページの表の下線の4つの委員の委嘱について追加するものです。</p> <p>また、この規則の15号には訴訟又は異議の申立てに関することも、教育委員会の議決事項となっています。</p> <p>今回、国の行政不服審査法の全改正があり、4月1日から施行されます。</p> <p>この法律の改正を受けて、改正前の異議の申立てに関することが審査請求に関することという様に文言が変わりますので、同時に変更しようとするものです。</p>

	<p>さらに、16 ページから 17 ページにあります「日田市立小中学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正」は、同様に法律の改正により、改正前の「不服申立てに係る審理に不服申立人」という部分を左側の改正後にあるとおり「審査請求に係る審理に審査請求人」とあらためるものです。</p> <p>ちなみに、この「日田市立小中学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」とは、教職員の服務専念規程について、教職員が懲戒処分などを受けた場合、審査請求を行うことができますが、その審理に審査請求人として出席する場合は、職務専念義務を免除されるという規定がありますので、法律の改正に伴い必要な措置を講ずるものです。施行日は平成 28 年 4 月 1 日です。</p>
永山委員長	<p>では、議案第 20 号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>では、議案第 20 号につきましては、原案のとおり可決といたします。</p> <p>それでは、議案第 21 号から議案第 26 号まで一括して、説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第 21 号から議案第 26 号まで一括して、教育総務課より、ご説明申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>「議案第 21 号日田市市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」から「議案第 25 号日田市所蔵美術品等保存委員会規則の制定について」までは、企画課文化振興係が、4 月 1 日から教育委員会の所管となりますから、必要な措置を講ずるものですが、総て関係いたしますので一括してご説明いたします。</p> <p>議案第 21 号から 26 号までは、新たに制定する規則となっておりますが、これは現在ありますそれぞれの規則を教育員会へ移管いたしますので、現在の規則を 3 月 31 日で廃止し、4 月 1 日以降は教育委員会で新たにそれぞれの規則を制定するものと「議案第 26 号日田市文化芸術激励金交付要綱の制定について」は、新規に制定する要綱となります。</p> <p>初めに、18 ページ「議案第 21 号 日田市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」は、市民文化会館の利用に関して必要な事項を定めるもので、第 2 条から 4 条までは利用について、第 5 条から 20 ページの 8 条までは利用料について、以降、利用者や入館者の遵守事項などを定めています。25 ページから</p>

35 ページはそれぞれの施設や備品の利用料を別表で定めています。

36 ページ以降は、利用料の減免規程や還付に関する定めとなっています。

なお、規則施行は平成 28 年 4 月 1 日からです。

次に、41 ページ「議案第 22 号日田市民文化振興会議規則の制定について」は、別冊の資料集の 2 ページから 6 ページの日田市文化振興条例を添付していますが、5 ページの第 10 条第 4 項に日田市民文化振興会議の組織などは規則で定めるとなっていますことから、現在の規則をいったん廃止して、新たに教育委員会で定めるものです。

なお、この日田市民文化振興会議の設置の目的は、4 ページの第 9 条に有るとおり、市長の諮問に応じて、基本計画の策定及び変更に関する事項や文化振興施策及び事務事業の成果に関する事項などです。

規則の方は、議案集の 41、42 ページに戻っていただいて、第 1 条はこの規則の趣旨、2 条では委員長、副委員長の数、所掌事務、第 3 条では委員長が会議の議長となること、第 4 条では必要に応じて専門部会をおく事ができる規程など全 6 条を定めるものでございます。

43 ページに現在の委員の名簿を添付しています。

なお、経過措置として廃止前の規則により選出された委員長及び副委員長は、その任期中に限り、この条例の相当規定により選出されたものとみなします。

こちらも施行は、平成 28 年 4 月 1 日です。

次に、44 ページ「議案第 23 号日田市市民文化会館運営委員会規則の制定について」をご説明いたします。

この規則は、日田市民会館の設置及び管理に関する条例の第 8 条第 4 項の規定により日田市民文化会館運営委員会の組織等に関し、必要な事項を定めようとするものです。

第 1 条は、この規則の趣旨、第 2 条では委員長、副委員長をそれぞれ 1 名置くこと。

第 2 項では、委員長、副委員長は委員の互選により選出することなどが定められています。

第 3 条は、この委員会の会議について、第 4 条では、専門的な事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができることなど全 7 条を定めるものです。

46 ページに現在の委員の名簿を添付しています。

なお、経過措置として廃止前の規則により選出された委員長及び副委員長は、その任期中に限り、この条例の相当規定により選出さ

れたものとみなします。

こちらも施行は、平成 28 年 4 月 1 日です。

次に、47 ページをご覧ください。

「議案第 24 号日田市民文化会館運営委員会専門部会の設置に関する要綱の制定について」は、ただいまご説明いたしました、日田市民文化会館運営委員会規則で、専門部会の設置に関し必要な事項を定めるものです。

第 1 条は、この要綱の趣旨、第 2 条では専門部会を設置する事由について、市民文化会館における事業の検討、会館における事業成果の検証など 4 項目を定めるものです。

第 3 条は専門部会の組織等について、委員は 5 名以内とすること、第 4 条はその任期について定めるなど、全 8 条からなるものでございます。

この要綱の施行日も平成 28 年 4 月 1 日でございます。

次に、「議案第 25 号日田市所蔵美術品等保存委員会規則の制定について」ご説明いたします。議案集は、49 ページをご覧ください。

この規則は、第 1 条で、日田市が所蔵する美術品等の保存、修復、貸出し等の適切な管理を図り、もって市民に広く鑑賞の機会を提供するために、日田市所蔵美術品等保存委員会を置くものです。

第 2 条は、その職務、第 3 条は委員を 15 名以内とすること。

第 4 条は委員の委嘱は、教育委員会が行うこと。

第 5 条は、委員の任期などを定める事項など全 10 条からなるものです。

51 ページに、現委員の名簿を添付しています。

この規則の施行日も平成 28 年 4 月 1 日でございます。

次に、「議案第 26 号日田市文化芸術激励金交付要綱の制定について」ご説明いたします。議案集は 52 ページです。

これは、現在、日田市ではスポーツ激励金等交付要綱を定め、九州大会以上の競技大会に出場する個人や団体に対し激励金や賞賜金（しょうしきん）を教育委員から交付してきました。

しかし、文化芸術団体に対する交付要綱がこれまでございませんでしたので、この度、新たに制定するものです。

第 1 条をご覧ください。その趣旨で、この要綱は、本市の文化芸術の振興を図るため、九州大会以上の大会に個人又は団体で出場、出品する小学校、中学生、高校生に対し激励金を交付することを目的とする日田市文化芸術激励金の交付について、日田市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

第 2 条では、交付対象を定めています。

対象者は、1 号で市内に在住する者。同第 2 号で市内の学校に在

	<p>学する者としています。</p> <p>第2項では、激励金を交付しない場合の規定を定めています。</p> <p>第3条では、激励金の額を</p> <p>九州大会 一人につき 5,000円</p> <p>全国大会 一人につき 15,000円</p> <p>国際大会 一人につき 50,000円 とし、ただし、年間の激励金の額の上限を個人50,000円 団体500,000円としています。</p> <p>第2項では、団体で大会に出場する場合の激励金の限度額の考え方を規定しています。</p> <p>第4条は、交付申請の期間、第5条は交付手続についての定めなど全7条からなる交付要綱となっています。</p> <p>なお、付則とし告示は平成28年4月1日となっています。</p>
企画課文化 振興係主幹	<p>日田市文化芸術激励金につきまして、補足させていただきます。</p> <p>日田市文化芸術激励金につきましては、スポーツ激励金と同等の内容となっておりますが、複数の団体が入賞することがあることから賞賜金は設けておりません。</p>
永山委員長	<p>では、議案第21号から26号につきまして、御質問御意見などありましたら、お願いします。</p> <p>文化芸術激励金の周知方法は、どうするのでしょうか。</p>
企画課文化 振興係主幹	<p>4月1日号の広報と小中高校それぞれに文書で通知して周知を図ることとしております。</p>
諫本委員長 職務代理者	<p>先日、全国大会に出場した日隈小学校の金管バンドにも助成金があったと思いますが、いくらだったのでしょうか。</p>
学校教育課	<p>市の予備費から50万円を助成いたしました。</p>
永山委員長	<p>日田市民文化振興基金実行委員会の委員については、今回、規則の制定は必要ないのでしょうか。</p>
書記	<p>日田市民文化振興基金実行委員会は、市が事務局となっておりますが、市の規則で定めた組織ではなく、実行委員会でありますので規則の制定は必要ありません。</p>
永山委員長	<p>わかりました。他にご質問等ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、議案第21号から26号につきましては、原案のとおり</p>

<p>教 育 長</p>	<p>可決といたします。 それでは、議案第 27 号について、説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第 27 号につきましては、教育総務課より、ご説明申し上げます。</p> <p>「議案第 27 号 日田市教育委員会会議規則の一部改正について」をご説明いたします。 議案集は 54 ページから 58 ページです。</p> <p>この規則は、教育委員会の会議についての規則を定めたもので、会議の招集、会議の順序、動議の提出や採決・公開などを定めた規則です。</p> <p>54 ページから 58 ページにかけて改正前と改正後の規則を表にしていますが、分かり易くするために資料を別冊に用意いたしましたので、7 ページから 11 ページをご覧ください。</p> <p>これが改正前の日田市教育委員会会議規則の全文です。</p> <p>資料の 7 ページをご覧ください。ご覧の様に、この規則は初め第 1 章、第 2 章そして第 3 章からなるものでした。</p> <p>これまでの改正で第 1 章を削除し、会議について第 3 条から 9 ページの中ほどより少し下の第 17 条までが第 2 章。</p> <p>そして、第 3 章は第 18 条から 10 ページの第 23 条までで会議録に関する規則となっていました。</p> <p>今回、他の規則の改正に合わせて、総務課の行政係と協議した結果、章立てしていたものを削除し、第 3 条からそれぞれの条を 2 条ずつ繰り上げて、第 1 条を総則から趣旨へ改正しようとするものです。</p> <p>これを改正前・改正後の表であらわすと 54 ページから 58 ページのようになり、分かりにくい為に、現在の規則でもって説明させていただきました。</p> <p>この規則も平成 28 年 4 月 1 日の施行といたします。</p>
<p>永 山 委 員 長</p>	<p>では、議案第 27 号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。</p>
<p>諫 本 委 員 長 職 務 代 理 者</p>	<p>削除された第 1 章には、何が記載されていたのでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>委員長および委員長職務代理者の選任方法が記載されておりましたが、教育制度改革によりまして、委員長と委員長職務代理者がなくなりますことから削除しているものでございます。</p>

永山委員長	<p>ほかにご質問等ございませんか。 （「ありません」の声あり） それでは、議案第 27 号につきましては、原案のとおり可決といたします。 それでは、議案第 28 号について、説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第 28 号につきましては、教育総務課より、ご説明申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>「議案第 28 号 日田市小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。 議案集は、59 ページから 60 ページです。 この規則は小中学校における照明施設の利用に関する規則です。 改正前と改正後の表をご覧ください。 右側の改正前の表のうち、旧日田市管内の備考に、利用期間は 4 月 1 日から 10 月 31 日とある一方、中津江村、大山町、天瀬町管内は周年（一年中）とありますので、備考欄を削除し、年間を通じて使用可能としようとするものです。</p>
永山委員長	<p>では、議案第 28 号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。 （「ありません」の声あり） それでは、議案第 28 号につきましては、原案のとおり可決といたします。 それでは、議案第 29 号について、説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第 29 号につきましては、教育総務課より、ご説明申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>それでは、「議案第 29 号 給食センター跡地の土地の変更について」をご説明いたします。 議案集は、61 ページから 63 ページとなっています。 この度、給食センター跡地を日田まつり振興会のまつり倉庫用地とする為、教育総務課の所管から市長部局（観光課）へ所管換えを行おうとするものです。 対象の土地は、63 ページの地図では、東部中学校の前の大原グラウンドの隣、63 ページの地籍図では、日田市田島二丁目 228 番 2 1.008.07 m² 隣の 201 番 14 883.82 m² 下側の 201 番 15 174.20 m² 合計 3 筆 2.066.09 m² が対象です。</p>

<p>永山委員長</p>	<p>観光課は4月から用地測量に入りたいとのことから、今回の会議で議案とさせていただきます。</p> <p>では、議案第29号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>それでは、議案第29号につきましては、原案のとおり可決いたします。</p> <p>それでは、議案第30号について、説明をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第30号につきましては、学校教育課より、ご説明申し上げます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>「議案第30号日田市立小中学校物品管理要綱の一部改正について」でございます。議案集は64ページです。</p> <p>日田市立小中学校物品管理要綱は、学校における適正な物品管理を行なうため必要な事項を定めたものです。</p> <p>現在、学校で管理する備品は、品目ごとに一つずつ備品管理帳票に登録を行ない、登録した備品には、備品番号や品名、購入年月日等を表示した標識（備品シール）を添付し、毎年7月末に備品点検を行ない、その現状を把握しているところです。</p> <p>ただし、児童生徒用の机や椅子、折りたたみ椅子については、管理個数が多いことや保管場所を度々移動することなどから、効率的な管理を行なうため、1台又は1脚ずつ登録するのではなく、品目ごとに総数で管理を行なっているところです。</p> <p>そこで今回の改正内容でございます。</p> <p>備品品目の中でランチルームや理科室、技術室で使用する丸椅子や角椅子について、現在一脚ずつ登録し管理を行なっていますが、個数も多く、毎年行なう備品点検の際も、一脚ずつ備品番号などを台帳と照合しなければならず、確認作業に時間を要している現状がございます。</p> <p>このことから、</p> <p>①丸椅子及び角椅子について、児童生徒用の机や椅子、折りたたみ椅子と同様に、効率的な管理を行なうため、1脚ごとの個別管理から総数管理に変更するもの。</p> <p>②備品に標識を付すことについて、総数管理を行なう品目について除くもの。</p> <p>とし、物品の管理に関し効率的な運用を行なうよう、所要の措置を講ずるものです。</p>

	<p>表につきましては、右が改正前、左が改正後となり、改正する条項のみ記載をしています。</p> <p>まず、帳票等の整理、保存について第9条第6項を、</p> <p>表の左側（改正後）の下線部分のとおり、帳票による個別管理から省略するものとして「丸椅子及び角椅子」を追加し、丸椅子・角椅子整備状況表（様式第2-2号）により、総数管理を行なうものと一部改正を行なうものです。</p> <p>次に備品の表示について、第10条を、表の左（改正後）の下線部分のとおり、前条第6項に基き、児童生徒の机や椅子、折りたたみ椅子、そして今回追加する丸椅子と角椅子について、総数管理をおこなうものについては、この限りではない。とし、標識の添付について省略できるよう、一部改正を行なうものです。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>では、議案第30号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>それでは、議案第30号につきましては、原案のとおり可決といたします。</p> <p>それでは、議案第31号から35号について、一括して説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第31号から議案第35号につきましては、文化財保護課より、ご説明申し上げます。</p>
文化財保護課長	<p>文化財保護課でございます。</p> <p>議案集66ページをお願いいたします。</p> <p>「議案第31号市指定文化財の指定解除について」でございます。</p> <p>指定解除をする市指定文化財は、1月28日の定例教育委員会において、日田市文化財保護審議会への指定解除の諮問を議決していただきました市指定天然記念物「高瀬天満宮のツバキ」でございます。</p> <p>所在地は、日田市高瀬本町字天神（高瀬天満宮境内）</p> <p>所有者は、高瀬天満宮 総代 高瀬貞雄</p> <p>市指定天然記念物「高瀬天満宮のツバキ」の指定を解除することについて、日田市文化財保護審議会より「解除は適当である」との答申を受け、日田市文化財保護条例第35条の規定に基づき、指定を解除するものでございます。</p> <p>議案集68ページに日田市文化財保護審議会の答申を掲載しており</p>

ます。

次に、議案集 67 ページをお願いします。

「議案第 32 号市指定文化財の指定解除について」でございます。
指定解除をする市指定文化財は、1月28日の定例教育委員会において、日田市文化財保護審議会への指定解除の諮問を議決していただきました市指定天然記念物「台神社の森と旧往還石畳」でございます。

所在地は、日田市天瀬町女子畑 1308

所有者は、台神社及び日田市でございます。

市指定天然記念物「台神社の森と旧往還石畳」の指定を解除することについて、日田市文化財保護審議会より「解除は適当である」との答申を受け、日田市文化財保護条例第 35 条の規定に基づき、指定を解除するものでございます。

議案集 68 ページに日田市文化財保護審議会の答申を掲載しております。

次に、議案集 69 ページをお願いします。

「議案第 33 号日田市指定文化財の指定について」でございます。
指定をする文化財は、1月28日の定例教育委員会において、日田市文化財保護審議会への指定の諮問を議決していただきました「台神社の森」でございます。

所在地は、日田市天瀬町女子畑 1308

所有者は、台神社でございます。

概要につきましては、クスノキ 2 本、タブノキ 1 本、ムクノキ 1 本、ムクロジ 2 本、イチョウ 1 本で構成された台神社境内に残る境内樹木群であり、市指定天然記念物に指定することについて、日田市文化財保護審議会より、所見書を付して答申を受け、日田市文化財保護条例第 34 条の規定に基づき指定するものでございます。

議案集 70 ページに日田市文化財保護審議会の答申、
71 ページに所見書を掲載しております。

次に、議案集 72 ページをお願いします。

「議案第 34 号日田市指定文化財の指定について」でございます。
指定をする文化財は、1月28日の定例教育委員会において、日田市文化財保護審議会への指定の諮問を議決していただきました「台神社前旧往還石畳道」でございます。

所在地は、日田市天瀬町女子畑

所有者は、日田市でございます。（市道宮の前線）

永山布政所と竹田を結ぶ岡城路の一部であり、市指定史跡に指定することについて、日田市文化財保護審議会より、所見書を付して答申を受け、日田市文化財保護条例第 34 条の規定に基づき指定する

	<p>ものでございます。</p> <p>議案集 70 ページに日田市文化財保護審議会の答申、73 ページに所見書を掲載しております。</p> <p>次に、議案集 74 ページをお願いします。</p> <p>「議案第 35 号日田市指定文化財の指定について」でございます。</p> <p>指定をする文化財は、1 月 28 日の定例教育委員会において、日田市文化財保護審議会への指定の諮問を議決していただきました「木造阿弥陀如来坐像」でございます。</p> <p>所在地は、日田市高瀬本町 770（所有者宅）</p> <p>所有者は、高瀬恒善氏でございます。</p> <p>鎌倉時代の後期（13 世紀後半）に、運慶、快慶などの慶派の流れをくむ仏師作のものと伝えられる像高 27.4cm の「阿弥陀如来坐像」であり、市指定有形文化財に指定することについて、日田市文化財保護審議会より、所見書を付して答申を受け、日田市文化財保護条例第 4 条の規定に基づき指定するものでございます。</p> <p>議案集 70 ページに日田市文化財保護審議会の答申、75 ページに所見書を掲載しております。</p>
永山委員長	<p>では、議案第 31 号から 35 号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>それでは、議案第 31 号から 35 号につきましては、原案のとおり可決いたします。</p> <p>それでは、議案第 36 号について、説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第 36 号につきましては、文化財保護課より、ご説明申し上げます。</p>
文化財保護課長	<p>「議案第 36 号豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」でございます。</p> <p>議案集の 76 ページから 79 ページでございます。</p> <p>本案は、豆田まちづくり歴史交流館の敷地内にある旧古賀医院車庫棟を、平成 28 年 4 月 1 日から防災倉庫として共用開始することに伴いまして、「豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例」の第 3 条第 3 号「その他第 1 条の設置の趣旨に沿うものとして規則で定める施設」として位置づけるために、「豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部を改正するものでございます。</p> <p>議案集の 78 ページをご覧ください。</p>

	<p>今回、改正されます「豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例」の第3条の概要を掲載しております。</p> <p>78 ページ中ごろの、改正後、第3条の第3号に「その他第1条の設置の趣旨に沿うものとして規則で定める施設」と規定しております。</p> <p>この施設として、防災倉庫を位置づけるものでございます。</p> <p>旧古賀医院診療所棟や旧船津歯科などの一般公開施設を条例に規定し、それ以外の付属的な施設を規則に位置づけるものでございます。</p> <p>再度、議案集の76ページをお願いします。</p> <p>前述いたしました理由により、「豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例施行規則」に、「規則で定める施設として、第2条、条例第3条の第3号に規定する規則で定める施設は、防災倉庫とする」を加え、第2条以降の各条について、移動するものでございます。</p> <p>施行の時期は、平成28年4月1日としております。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>では、議案第36号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、議案第36号につきましては、原案のとおり可決いたします。</p> <p>それでは、議案第37号について、説明をお願いします。</p>
教 育 長	<p>議案第37号につきましては、人権・同和教育室より、ご説明申し上げます。</p>
人 権 ・ 同 和 教 育 室 長	<p>それでは、議案第37号日田市社会教育指導員の委嘱についてでございます。議案集80ページをお願いいたします。社会教育指導員の業務としては、主に市内全小中学校の児童・生徒および保護者を対象とした人権講演会等のコーディネートや連合育友会との連携啓発にあたっております。</p> <p>本年度末の任期満了に伴いまして、日田市社会教育指導員に関する規則第5条第3項に基づきまして、指導員を委嘱するものでございます。</p> <p>委嘱いたします指導員は、再任となりますが、小野尚美氏でございます。任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日の1年間でございます。以上でございます。</p>

永山委員長

では、議案第37号につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

それでは、議案第37号につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、協議事項について、説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課でございます。別冊が資料となっております。

はじめに、平成28年度の日田市学校教育の方針について、でございます。1ページをお願いします。

27年度との変更点は、まず、最上段の目標を、教育大綱の基本方針を受けまして「夢と誇りをもって、たくましく生きる児童生徒の育成」といたしました。その他、大きな修正点はございませんが、取組み内容の文言が多少変わった点はございます。各学校は、この方針に基づいて、重点となる取組を書き込んだ学校版を作成いたします。

次に、2ページ、3ページをお願いします。

来年度の大分県教育委員会の重点方針、及びこれを受けた、4ページの日田教育事務所の重点方針が示されてまいりました。5ページはこれに基づいて、先程の日田市学校教育の方針に関して、基本方針と重点方針を絞り込んだものとなっております。

重点方針の第1の内容に関しては27年度と大きな変更点はございません。各種アクションプランにつきましては、後ほど、説明をいたします。

重点方針の2は、今回、新たに追加したものでございます。「学校の危機管理の徹底」として、校内や校外での児童・生徒等の事件・事故への速やかな対応と「報・連・相」・・・「報告・連絡・相談」の徹底。もうひとつは教職員の不祥事0（ゼロ）といたしました。そのための手立てとして、3点を挙げております。この項目は、4ページの日田教育事務所の重点の2として、今年度新たに示されているところでございます。

重点方針の3は、グローバル社会を生き抜くための「総合力」の育成といたしました。

27年度は「総合力」に関する「5つの力」を示し、それぞれの取組みを掲げておりましたが、来年度（28年度）は、5つの力のうちの3つに絞込み「3つの重点」として掲げているところでございます。

以上を、年度初め、4月13日の「学校運営合同会議」で提示し、説明を行います。

来年度の日田市学校教育の方針については以上でございます。

次に、ただいまの、日田市学校教育の「重点方針 1」にかかわる児童生徒の学力・体力の向上、また、学校組織体制の充実に関わる来年度の計画についてでございます。

はじめに、6 ページが 28 年度版「学力向上アクションプラン」です。

27 年度の学力の状況は、左上の①と②のとおりでした。中学 3 年生の全国学力・学習状況調査以外は、よい結果であったと捉えております。

左下の 25～27 年度の実施の最終年度として、本年度は達成指標と取組指標を定め、中列の 3 のような取組を行ったところでございます。

4 の課題としましては、「小学校算数」と「中学校の国語・数学」の向上と、そのための授業改善の取組がございます。

そこで、5 にあります来年度の達成指標を、「小 5 の算数」「小 6 の国語と算数」「中 3 の国語と数学」「中 2 の英語」を設定したところでございます。右列の 28 年度の行動計画としましては、①の授業改善を中心に取組んでまいります。③の保護者・地域と連携した部分では、コミュニティスクールのモデル校の研究を進めていく中で、学校と家庭・地域との協働を推進してまいります。

次に、7 ページをお願いします。体力向上に関するアクションプランです。

27 年度の体力の状況は左上の①のとおりでした。

小・中学生とも全国・県と比較いたしましても、高い状況でございました。

学力と同じように、左下の 25～27 年度の実施の最終年度として、本年度は達成指標と取組指標を定め、中列の 3 のような取組を行ったところでございます。

課題としましては、「体力・運動能力」は日田市は全国や県と比べてみましても、非常に高い結果が出ておりますが、4 の二つ目の○にありますように、総合評価 C 以上の割合（体力・運動能力テストの総合結果が中以上の児童生徒）が全国の割合より低かったことがあります。

そこで、28 年度は総合評価 C 以上の児童生徒の割合を高めるために、達成指標や取組指標を定めて、右列の 6 にあるような行動計画に沿って取組んでまいります。

8 ページをお願いします。不登校対策アクションプランでございます。

左列の上段、現状につきましては、27 年度の最終的なデータが出

<p>永山委員長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>ていませんで、26年度の実態となっています。日田市の不登校児童生徒の出現率は小学校0.44%、中学校が2.15%となっており、県平均の0.45%と3.06%を下回っております。</p> <p>27年度2学期末段階での現状を申し上げますと、2学期末で不登校を理由に30日を超える欠席となった児童生徒は52名でございます。</p> <p>今後も、中列と右列にありますように、市に1名配置された対策担当教員の28年度活用計画に則って、この中にある3つの取組、「未然防止」「初期対応」「学校復帰支援」に、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>9ページをお願いします。組織力向上計画です。左列のとおり、組織力向上については、大きく2つの観点をもって取り組んでいます。</p> <p>1つが、学校評価の充実、2つ目が学校運営体制の充実です。いずれも仕組みが整い、すべての学校での実践は軌道に乗っています。しかし、中列下段に示しましたように、中身の充実について課題もございます。</p> <p>全県的に取り組む「芯の通った学校組織」については、28年度が第5段階となります。右列の行動計画の徹底を図ってまいります。</p> <p>最後に10ページをお願いします。</p> <p>「学校の組織力向上に向けた主幹教諭の活用計画」です。</p> <p>これは、主幹教諭を配置した学校における取組の推進に関するものとなっています。</p> <p>左上の1と2は、今年度(27年度)「光岡、三芳、大山小、大明小・中、五馬中学校」の5校に配置いたしました、主幹教諭の活用状況と成果でございます。</p> <p>中段の3の5つ目の○にありますように、「地域とともに歩む学校づくり」の方針として、来年度からは、コミュニティスクールの導入に向けて推進してまいります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>では、協議事項につきまして、御質問、御意見などありましたら、お願いします。</p> <p>大分県教育委員会の重点方針には、子どもの貧困対策があげられていますが、市としての方針はないのでしょうか。</p> <p>大分県教育委員会の重点方針は、学校教育だけでなくすべての教育分野となっておりますが、市の方針は、学校教育の方針でありまして、学校の教育内容の方針として定めております。このため子ど</p>
----------------------------	---

	もの貧困対策につきましては、学校教育以外のところで取り組むこととなっております。
岡 部 委 員	地域不登校防止推進教員の活用計画があるが、何人配置されるのか。
学校教育課長	三隈中学校に1名配置となります。
岡 部 委 員	いじめの調査は、年間何回行っているのでしょうか。
学校教育課長	学期末ごとに年3回実施しております。
佐 藤 委 員	人的支援の希望内容があるが、実際何人配置されたのでしょうか。
学校教育課長	学力向上支援教員は、5名希望して5名、習熟度別指導推進教員では6名希望して5名が配置となりました。
佐 藤 委 員	昨年はどうだったのでしょうか。
学校教育課長	昨年も同じ人員でございました。
永 山 委 員 長	不登校児童生徒数及び出現率の目標値がありますが、中学校では、2.11%、小学校では0.3%となっておりますが、数字だけでは現れていないことがあると思います。やまびこの担当の先生たちが、卒業後もきめ細かいフォローを続けたり、指導という形にとどまらず気持ちに添うことで、不登校の子たちが新しいことへ挑戦することができ、進学や就職という次のステップに進めたという報告もいくつも聞いています。数字には出てこないそういう大切な部分で、日田市の指導は確実に成果が出ていると思うので、あまり目標値にとらわれず、長い目で見守ることもお願いしたいと思います。
	他に御意見、御質問はございませんか。 (「ありません」の声あり)
	それでは、報告事項について、説明をお願いします。
書 記	それでは、議案集の82ページをお願いいたします。 「報告第6号平成28年2月期分の寄附採納について」でございます。 まず、地区寄附ですが、平成27年度三和小学校育友会様からから

子どもたちの活動に役立ててほしいということで、三和小学校へチケット2張197,000円相当をご寄附いただいております。

次に一般寄附として4件いただいております。

まず、大山町の菅原様から市内小中学校へ一輪車4台67,200円相当をご寄附いただいております。4台は、希望のありました有田小、光岡小、いつま小、五馬中で利用されることになりました。

次に、丸山2丁目の武石様から東溪小学校へ児童図書6冊12,000円相当をご寄附いただいております。

次に、公益社団法人日田玖珠法人会日田支部様から教職員研修費助成金を500,000円ご寄附いただいております。このご寄附につきましても平成21年から継続していただいております。

次に、株式会社九州体育施設様から日隈小学校へ運搬用台車1台をご寄附いただいております。

2月につきましては、以上5件で、物品相当額576,200円のご寄附となっております。

報告第6号につきましては、以上でございます。

永山委員長

報告第6号について、御質問などございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、報告第7号の説明をお願いします。

学校教育課

「報告第7号教科書採択にかかる調査結果について」でございます。

これは昨年末から、教科書の採択に関して、教科書の発行者から現職の教員に現金等の提供があったと、報道等で問題に上がった件についてでございます。

この件につきまして、県教委より調査の依頼がございましたので、その結果についてご報告をいたします。

調査名は、「教科書採択に係る不適切な行為調査」、調査時期は昨年12月から本年2月にかけてでございます。対象となる採択年は、小学校が22年度と26年度、中学校は21年度の社会と23年度と27年度で、その採択の年と前年度を調査時期の範囲としております。

調査対象者は4にありますように、退職された教職員OBを含む、採択にかかわった選定委員や調査研究員等関係者全員でございます。

調査方法として、市教委担当者が、直接対象者ごとに調査を行いました。

調査項目は、(1)から(4)のとおりでございます。

<p>永山委員長</p>	<p>学校教育課としては、調査方法に則り、対象者全員に速やかに調査を行いました。</p> <p>その結果、「不適切な行為」に該当する行為をした方は、一人もおりませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>報告第7号について、御質問などございませんでしょうか。 （「ありません」の声あり）</p> <p>それでは、その他についてお願いします。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>4月期の定例の教育委員会の日程でございますが、4月28日木曜日になります。日程調整をお願いいたします。4月28日の15時になります。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。その他、何かお知らせなどありませんか。よろしいですか。</p> <p>では、皆様、長時間お疲れさまでした。3月定例会委員会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後4時45分</p>